

聖籠町告示第五十二号

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年六月二十五日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成十九年告示第十九号）の一部を次のように改正する。  
第四条中「又は外国人登録原票」を削る。

附 則

この告示は、平成二十四年七月九日から施行する。